明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三一三）　一
〔告　示〕
○経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件（総務・経済産業一）　二
○経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件（同二）　四
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産一〇二三）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇二四～一〇二九）　四三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境二〇～二四）　四三
○少数生産車の型式を承認した件（同二五～四六）　四四
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　四七
〔官庁報告〕
財　政　四七
日本放送協会平成二十八年度収支予算について（総務省）　五〇
〔公　告〕
諸　事　項　五二
裁判所　五二
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等　五三
独立行政法人水資源機構防災業務計画の修正要旨の公表、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金設立、特定計量器型式承認、地方職員共済組合定款の一部変更関係　五三
地方公共団体　五八
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五八
会社その他　六一
会社決算公告　六二

省　令

○農林水産省令第三十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十八日　農林水産大臣　森山　裕

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(1)を次のように改める。

(1)　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質を原料とする飼料（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
牛等	ア　次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。） (ア)　ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。 (イ)　ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 a　脱脂 b　酸による脱灰 c　酸処理又はアルカリ処理 d　ろ過 e　138℃以上で4秒間以上の殺菌処理 (ウ)　牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 (エ)　めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 (オ)　家きん又は魚介類に由来するものであること。

○　○　△